

令和5年 第9回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和5年9月26日 午後6時30分			
開会日時	令和5年9月26日 午後6時30分			
閉会日時	令和5年9月26日 午後7時55分			
開催場所	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室			
教育長	朝倉 孝			
委員出席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者
	1	富田信太郎	出席	教育部長 山中 昇 主幹兼上福岡西公民館長 内田 徳子
	2	茂井万里絵	出席	教育総務課長 内田 和明 主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 高崎 直成
	3	西山 幸吉	出席	学校教育課長 石川 聖徳 主幹兼あおぞら学校給食センター所長 大高 修一
	4	吉野 榮	出席	学校給食課長 山崎 純
			社会教育課長 永倉 秀雄	
書記	教育総務課係長 田島 輝		傍聴人数	0人
会 議 概 要				
議 事 等				
第27号議案	令和6年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針等を決定することについて（可決）			
第28号議案	ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（可決）			
第29号議案	ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則（可決）			
第30号議案	ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（可決）			
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正する規則）（承認）			
報告事項	令和5年第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について			
報告事項	ふじみ野市立小・中学校学区審議会の審議経過について			
協議事項	ふじみ野市民生委員推薦会委員の推薦について			
協議事項	ふじみ野市立東台小学校の小規模校の課題解決について			
(18時30分)	○開会の宣告			
教育長	ただ今から、令和5年第9回定例教育委員会会議を開催いたします。			

<p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>○会議録の承認</p> <p>まず始めに、前回会議録の承認についてです。</p> <p>事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。</p> <p>(確認事項なし)</p> <p>特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。</p> <p>後ほど、委員の皆様のご署名をお願いします。</p>
<p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>○教育長からの報告</p> <p>次に、報告をさせていただきます。</p> <p>(教育長からの報告)</p> <p>以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございませんでしょうか。</p> <p>(確認事項なし)</p> <p>それでは議事に入ります。本会議に提案させていただいた議事の件数は、議案4件、報告事項2件、協議事項2件です。</p>
<p>教育長</p>	<p>○審議方法等の確認</p> <p>議案等の審議に入る前に、委員の皆様にも本日の審議方法等について、お諮りしたいことが3点ございます。</p> <p>1点目ですが、「ふじみ野市立小・中学校区審議会の審議経過について」を件数番号7とし、追加の報告事項として議事に加え、報告事項を3件としたいと思います。</p> <p>2点目ですが、件数番号2第28号議案「ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」、件数番号3第29号議案「ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」及び件数番号4第30号議案「ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の3件の議案については、関連した内容であるため一括して順にご説明させていただき、一括して質問を受け、1</p>

<p>各委員 教育長</p>	<p>件ごとにお諮りしたいと思います。</p> <p>3点目ですが、件数番号9「ふじみ野市立東台小学校の小規模校の課題解決について」は、課題解決に向けて、検討段階にあり、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから非公開とし、最後に協議いただきたいと思いをします。</p> <p>以上、3点ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(委員：了承)</p> <p>では、そのように決定いたします。</p>
<p>教育長 教育部長</p>	<p>○提案理由の説明</p> <p>それでは、教育部長から議案4件の提案理由の説明をお願いします。</p> <p>(教育部長：提案理由の説明)</p>
<p>教育長 学校教育課長</p>	<p>○第27号議案（件数番号1）</p> <p>それでは、件数番号1第27号議案「令和6年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針等を決定することについて」の説明を学校教育課長よりお願いします。</p> <p>第27号議案「令和6年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針等を決定することについて」御説明いたします。</p> <p>県費負担教職員の当初人事異動については、埼玉県が「教職員人事異動方針」及び「教職員人事異動方針細部事項」を定め、それに基づき進められております。ふじみ野市においても県の方針及び細部事項に則り進めるため、「令和6年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針」並びに「令和6年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」を定めました。</p> <p>県の方針・細部事項につきましては、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、職員の定年等に関する条例等の一部が改正されたため、定年が延長となりました。そのことに基づく変更や追加がございましたが、大きな方針に変更はございません。</p> <p>「令和6年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針」を</p>

御覧ください。「1基本方針」は、(1)から(7)までの7点です。教育界の活性化、気風の刷新、適材適所の配置、人材育成、教育の機会均等、計画的な人事異動、新採用教職員の配置、役職定年後の教職員及び再任用職員の配置、障害のある教職員の雇用などについて示されています。県の方針では、女性教職員の管理職への登用という文言が入っておりますが、管理職への登用は、県が行うものであるため市の方針からは削除させていただいております。

続いて、「令和6年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」を御覧ください。1の基本方針関係です。新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して配置されます。役職定年後の教職員や再任用職員については、役職定年時や退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置が原則となりますが、短時間勤務を希望している者もいることから、場合によっては他市で採用という可能性もございます。

2の転任・転補関係です。転任とは、市をまたいで異動すること、転補とは同一市内で異動することです。原則として異動を行わない者は、(3)のアからウに示されています。(10)新採用の教職員は、原則として採用後6年以内に他市町村へ異動となります。(11)それ以外の教職員は、同一校在職10年以内に異動を行います。本市においては、特に7年を経過した者については、積極的に異動を行っております。(19)、(20)については、教職員の心身の状況や家庭状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行うこととされております。3の人事交流関係です。埼玉大学附属学校等との人事交流は埼玉県教育委員会とふじみ野市教育委員会が協議の上、行うこととなります。

4のその他をご覧ください。(3)降任を希望する場合は、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要項」に基づき行います。

説明は以上となりますが、本日議決をいただきましたら、9月27日に開催する臨時校長会にて、市内小中学校長に対し人事異動方針等について説明する予定となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

今年度からの人事異動方針で新しく役職定年制が運用されます。今年

教育長

	<p>度の60歳の者につきましては、61歳までがいわゆる定年になります。しかし、役職については、教頭以上の者は60歳が役職定年になります。今年度から定年が伸びてまいりますので、最終的には65歳までの5年間でこれまで役職として過ごしてきた者が、どう教職員として過ごしていくかというモチベーションの維持が課題かと思っています。それと同時に、今、管理職が不足しております。特に校長の人事については、ふさわしい人材がないということで、定年にはなるが、いわゆる再任用として再度校長をとというケースも実際にはみられます。校長の中でも職務の実績等も勘案して再度の校長をお願いするケースもあるということです。教頭の場合には、非常に負荷がかかる職域でもありますので、教頭が教頭としての再任用というケースは非常に稀でございます。今まで県内での事例はありません。理屈上全く無いわけではございませんが、非常に難しいところです。</p> <p>以上、今年度新たな制度として、この役職定年制が人事異動方針の中に盛り込まれたということでございます。</p> <p>これまでの説明で何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。</p> <p>細部事項の2 転任・転補関係の(10)に、新採用後6年以内に異動を行うとありますが、ふじみ野市で該当者が何名いらっしゃるかわかりますか。</p> <p>それから、(11)の同一校在職7年以上10年以内に異動を行うとありますが、該当者は何名いらっしゃいますか。</p> <p>ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後程御回答させていただきます。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p> <p>実際に人事異動を進めるにあたって2点お願いがございます。</p> <p>1つは人事異動を進めるにあたって、各学校の課題があると思いますが、その課題解決を図るという視点で進めていただけるといいのかなということです。もう1つは、異動教員にとっては一生を左右するものだと思いますので、異動教員の資質向上という面も考慮して計画的に進めていただけるとありがたいです。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>
吉野委員	
学校教育課長	
教育長	
吉野委員	
教育長	

各委員	(なし)
教育長	御質問がないようですのでお諮りいたします。第27号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	賛成総員と認め、第27号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	○第28、29、30号議案(件数番号2、3、4)
社会教育課長	次に、冒頭でお諮りしましたとおり、件数番号2第28号議案「ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」、件数番号3第29号議案「ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」及び件数番号4第30号議案「ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の3件の議案を、一括しての説明を社会教育課長からお願いします。
	第28号議案「ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」、第29号議案「ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」、第30号議案「ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について関連する改正事項となりますので一括して御説明いたします。
	令和5年10月1日から適格請求書保存方式いわゆるインボイス制度が開始されます。このインボイス制度は、令和元年10月1日から消費税が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率になったことをきっかけに、複数税率において適正に課税を確保する観点から導入されることとなった仕入税額控除制度で、買手が仕入税額控除を受けるためには、売手が発行する適格請求書(インボイス)が必要となります。
	地方公共団体が発行する請求書等がインボイスでなければ、買手である課税事業者は仕入税額控除を受けることができなくなります。この場合、当該事業者は仕入税額控除が出来なかった消費税を税務署に納めることとなり、消費税の負担額が増加することとなります。
	インボイスとは、事業者同士の取引における「売手」が「買手」に対して交付する、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための請求書、納品書、領収書やレシート等を指しており、現行の請求書等の記載事項に

	<p>「発行事業者登録番号」「適用税率」「消費税額」を追加する必要があることから、それぞれの条例施行規則の一部を改正するものです。</p> <p>具体的な事例を申し上げます。</p> <p>本日お配りさせていただいた、資料をご覧ください。こちらにあります通り左側でございますが、仕入れ先がこのインボイス制度の発行ができなかった場合でございます。下でございます通り、課税業者が消費者から預かった消費税額、仮に3万円とします。そして、その課税事業者が仕入れ先へ支払った消費税額1万円となった場合、この、仕入れ先の業者がインボイス適用でなかった場合につきましては、税務署にこの課税事業者は3万円の支払いが生じてしまう。つまり、支払った1万円の消費税額を重複して支払うこととなります。反対に右側の表を見ていただきたいのですが、同様な事例の場合、仮に仕入れ先が仕入れ税額控除のインボイスを発行した場合でございますけれども、この課税事業者は預かった消費者からの3万円、そして仕入れ先に支払った1万円を差し引いた2万円を税務署の方に支払う。こういった制度でございます。そのため、地方公共団体においても、このインボイス制度を的確に発行する必要があることから、今回、様式上における一部の改正をさせていただくものでございます。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>御質問につきましては、3件一括でご質問、ご意見を受けたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>御質問がないようですので、1件ずつお諮りいたします。</p> <p>まず、第28号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>賛成総員と認め、第28号議案は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第29号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>賛成総員と認め、第29号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	
各委員	
教育長	
各委員	
教育長	
各委員	
教育長	

	<p>次に、第30号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	賛成総員と認め、第30号議案は、原案のとおり決定いたします。
	<p>○報告事項（件数番号5）</p>
教育長	次に、報告事項に移ります。件数番号5、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正する規則）」
	を学校教育長から報告をお願いします。
学校教育課長	<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県教育委員会規則）の一部改正に伴い、年次休暇の取得単位について、30分単位が新設されました。そのため、ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の様式に一部改正が必要となりました。このことについてふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定により教育長の専決処理</p>
	としましたので、同条第4項の規定により報告します。
	報告事項は以上です。
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたら
	をお願いします。
吉野委員	確認させていただきたいのですが、記入の際、「午前・午後 時間
	分」とありますが、分のところが0分か30分という記載になるのでしょうか。
学校教育課長	そのとおり、0分か30分と記載いただく形になります。
教育長	ほかに御質問はございますか。
各委員	(なし)
教育長	御質問がないようですので、報告の内容のとおり承認してよろしいで
	しょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり承認することに決定いたしました。
	<p>○報告事項（件数番号6）</p>
教育長	件数番号6、「令和5年第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要

<p>教育総務課長</p>	<p>について」を教育総務課長から報告をお願いします。</p> <p>令和5年第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要についてご報告いたします。</p> <p>一般質問については、9月13日（水）から15日（金）の3日間にわたって行われ19人の議員から大きな項目で60項目の質問がございました。このうち教育部に関する質問は、11人の議員から大きな項目で15項目の質問がありました。議員別の質問事項や答弁要旨につきましては、お手元の概要資料のとおりです。</p> <p>質問概要をご説明いたします。坪田敏孝議員からは、「プログラミングなどのフリースペースの開設」の項目で、「プログラミングなどデジタル技術を学び、利用できるフリースペースの開設」についての質問がありました。</p> <p>加藤恵一議員からは、「クールシェアと熱中症対策の取組」についての項目で、「各シーンにおける熱中症対策」として、「学校現場における熱中症対策」についての質問がありました。</p> <p>3ページ目、民部佳代議員からは、「児童生徒の生理痛等への対応」についての項目で、3点の質問がありました。</p> <p>古越孝子議員からは、「小学生の登下校の安全対策について」の項目で、見守りの現状について、通学時の荷物について、猛暑下での対策について、の3点の質問がありました。</p> <p>7ページ目、前田広子議員からは、大きな項目で、2点、「学校の相談体制について」と「DX化・キャッシュレス化について」の項目についてで、学校の相談体制では、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの現状についてなどやDX・キャッシュレス化では、学校からの連絡等のオンライン化の現状は、学校の教材費の口座引き落としについての質問がありました。</p> <p>11ページ、川島秀男議員からは、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例における本市の取組について」の項目で、「小中学校において性的マイノリティについての教育内容を盛り込むことは慎重にあるべきだと考えるが、教育委員会の見解は」との質問がありました。</p> <p>金濱高顕議員からは、「クラウドファンディング」の項目で、「文化</p>
---------------	--

<p>教育長</p> <p>各委員</p>	<p>財保全へ活用の考えは」との質問がありました。こちらにつきましては、福岡河岸記念館の維持・修繕費用に、日本文化や歴史を大切にしたい人々の気持ちを形にできるのでは。というような趣旨の内容でございます。</p> <p>山田敏夫議員からは、「樹木の保存と再生について」の項目で、「ナラ枯れによる伐採後の計画について」の質問がありました。これは、権現山古墳群史跡の森のナラ枯れによる樹木伐採後の再生計画についての質問となっております。</p> <p>鈴木美恵議員からは、大きな項目で2点、「子どもの読書活動の推進」と「市立小中学校図書館の整備充実と役割」の質問でございます。</p> <p>読書活動の推進では、「子ども読書の日の普及促進を」、「読書会（ビブリオバトル）の開催について」などや、小中学校図書館の整備充実と役割では、小中学校図書館の整備状況について、学校独自の図書館利用推進の工夫はなどの質問がありました。</p> <p>20ページ、足立志津子議員からは、大きな項目で3点、「学習・進学における財政支援」として、「利子補給対象外の場合の対応策」など、「水泳授業の在り方」の項目で、「体育教育における位置付け」や「命を守るための知識・技術の獲得」などの項目でございます。</p> <p>続いて、「外国ルーツの子どもの日本語学習支援」の事項で、「外国ルーツの子どもの人数と割合」や「日本語学習支援の現状と課題」などの質問がありました。</p> <p>26ページ、小林憲人議員からは、「通級指導に関して」の項目で、「教職員等の確保について」や「年度途中で児童数増加への対応について」の質問を頂きました。</p> <p>それぞれの質問に対する答弁の内容は、お手元の報告書のとおりでございます。</p> <p>一般質問の概要に関する報告は以上です。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> <p>(なし)</p>
-----------------------	---

教育長	御質問がないようですので、報告の内容のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり承認することに決定いたしました。
教育長	○報告事項(件数番号7)
学校教育課長	件数番号7、「ふじみ野市立小・中学校学区審議会の審議経過について」を学校教育課長から報告をお願いします。
	令和5年8月22日開催の定例教育委員会会議にて議決いただいた第26号議案「ふじみ野市立小・中学校通学区域(ふじみ野市上福岡一丁目8番8号外)の編成の諮問」について、令和5年9月21日開催のふじみ野市立小・中学校学区審議会にて審議のうえ、以下のとおり審議会のご意見をお取りまとめいただきましたため、報告するものです。
	審議会のご意見といたしましては、上野台小学校及び葦原中学校の通学区域については、上野台小学校の学校規模の観点から検討課題となっており、閉店が予定される西友上福岡店敷地や上福岡駅周辺敷地において住宅系の大規模な開発計画が生じた場合、学校の適正規模の確保に重大な影響を及ぼす可能性があること。
	そのため、上福岡一丁目8番8号外の通学区域については、上野台小学校及び葦原中学校の通学区域から外し、将来的に住居等の開発が見込まれる時点で、学校の適正規模や通学距離及び登下校の安全、将来的な人口推計、地域の方々の意見などを考慮し、子どもたちが充実した学習環境の中で過ごすことができるよう、通学区域を再編成することが望ましいと考える。とご意見いただいております。
	当該意見を付した答申については、10月上旬に審議会会長より受領予定です。
	答申受領後、令和5年10月24日開催予定の定例教育委員会会議にて、上福岡一丁目8番8号外の地区を通学区域から外す規則改正について、ご審議いただきたく存じますので、よろしく願いいたします。
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

<p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>(なし)</p> <p>今回は、経過の報告だけにとどめさせていただき、最終的には答申をいただいたうえで、規則改正をさせていただくということになりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、以上で件数番号7を終わります。</p>
<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>○協議事項（件数番号8）</p> <p>次に、協議事項に移ります。件数番号8、「ふじみ野市民生委員推薦会委員の推薦について」を教育総務課長から説明をお願いします。</p> <p>件数番号8、協議事項「ふじみ野市民生委員推薦会委員の推薦について」をご説明いたします。</p> <p>ふじみ野市民生委員推薦会委員の推薦依頼が地域福祉課からありました。民生委員推薦会の構成としましては、ふじみ野市議会議員や社会福祉協議会、民生委員・児童委員保護司会などから選出された13名の委員で構成された組織でございます。任期は3年、現行の任期は令和5年11月9日までとなっております、次の任期の委員をご選出いただきたいというような趣旨でございます。現在は富田教育長職務代理と西山委員にご就任いただいているところでございます。</p> <p>主な会議の所掌につきましては、各地区、自治組織の準備会から民生委員候補者の情報が上がってまいりますので、そちらの情報をもとに審査を行う会議となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>教育長</p> <p>富田職務代理</p>	<p>ただ今の説明について、委員の皆様から御質問やご意見等がございましたらお願いします。</p> <p>ただいま私と西山幸吉委員が民生委員推薦会委員として名を連ねているわけですが、前任の方の任期の後を受けまして、8年ほどこの民生委員推薦会をやらせていただきましたが、ここで任期満了ということでございますので、私につきましてはここで退任させていただきたいと思っております。また、ただいま課長から御説明がありました通り、各町会、自治会からこういった方が民生委員としてふさわしいという方の推薦が</p>

	<p>上がってきている方につきまして、じゃあこの方をお願いしようという審議をするという性格上、その地域に長年携わっていて識見豊かな方がふさわしいと思っております。ふじみ野市になって10年以上経つ中で今更、上福岡、大井というのも申し訳ないですけども、それぞれの地域から旧大井地区からは西山幸吉委員にそのまま留任いただいて、新しく旧上福岡地区からは吉野榮委員にお勤めいただくのがよろしいのではないかとということで提案させていただきたいと思えます。</p>
教育長	<p>今、富田教育長職務代理より西山委員、吉野委員をご推薦いただきましたが、両委員お引き受けいただけますでしょうか。</p>
西山委員・吉野委員	<p>(両委員承諾)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ふじみ野市民生委員推薦会委員について、教育委員会から西山委員、吉野委員を推薦することとしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、ふじみ野市民生委員推薦会委員については、教育委員会から西山委員、吉野委員を推薦することに決定いたします。</p> <p>以上で、公開とする議案、報告事項及び協議事項の審議を終了いたします。</p>
教育長	<p>○協議事項（件数番号9）</p>
教育長	<p>それでは、ここからは非公開とします。</p> <p>件数番号9「ふじみ野市立東台小学校の小規模校課題解決について」を学校教育課長から説明をお願いいたします。</p>
学校教育課長	<p>「ふじみ野市立東台小学校の小規模校課題解決について」でございます。ふじみ野市立東台小学校の小規模校課題解決に向けては、課題解決の必要性等について保護者や地域のご理解が得られるよう、地域懇談会や地域・保護者対象の説明会、アンケートによる意向調査等を実施し、課題解決策の検討を行ってまいりました。現在は課題解決策の検討段階にあり、最終決定は今後を予定しておりますが、市教育委員会では一定の方向性を見出していることから、教育委員会会議におきまして、現状についてのご説明をさせていただければと存じます。</p>

それでは、配布資料に基づきご説明いたします。資料1 ページ目をご覧ください。「東台小学校設立の経緯及び、小規模校の課題について」でございます。東台小学校は、ふじみ野駅周辺の区画整理事業等に伴い、東原小学校児童数が1,200人を超え、プレハブ校舎を使用するなど、東原小学校が過大規模校となったことからその課題解決を図るために東原小から分離する形で平成21年4月に設立されました。当時、東原小学校は平成18年度から20年度まで通常学級が35学級の過大規模校の状態にありました。東台小学校の設立後、東原小学校の過大規模は解消し、児童数は横ばいの状態が続く一方で、東台小学校は児童数の減少が続き、設立時に474人であった児童数は令和5年5月1日時点で116人となりました。児童生徒数の将来推計によりますと、東台小学校の令和6年度の新入学児童は10人前後となり、令和7年度の全校児童数は100人を下回ることとなります。教育委員会では小規模校の課題や児童に与える影響として、人間関係の固定化、極端な男女比の偏り、集団行事での制約、そしてこれからの時代に求められる多様性、多様な価値観に触れながら切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出しにくいといった課題があると認識しております。保護者や地域関係者と協議の上、課題解決の検討を行っております。

資料2 ページをご覧ください。上の表は大井中学校における出身小学校別の不登校の出現率でございます。なお、令和5年度の出現率については1学期末8月24日までとなっております。表の通り、東台小学校出身の不登校出現率は東原小学校、大井小学校の出身者に比べて高く、年度によっては2倍から6倍の出現率となっております。家庭環境や様々な要因等によって生じる不登校ですが、小規模校の出身であることの影響が、大きな集団への適応に課題が生じていることを少なからず反映していることと認識しております。

下の表をご覧ください。東台小学校の学年別、男女別児童数の推計でございます。ピンクの網掛けにつきましては、児童数が10人前後の学年でございます。黄色の網掛けが、男女の偏りが2倍以上の学年でございます。

資料3 ページをご覧ください。令和4年の8月から令和5年の1月ま

で東台小学校の保護者や地域の代表、学校運営協議会、東原小学校、大井中学校の関係者などの皆様にご参加いただきました地域懇談会を計5回、毎月行いました。東台小学校の現状と、小規模校の課題やその解決策についてご検討いただくとともに、小規模校の課題について、児童や教職員への聞き取りも実施しました。さらに、地域懇談会の検討結果に基づき本年1月と5月に、保護者、地域の方々を対象とした説明会を実施し、東台小が抱える小規模校の課題を説明し、保護者や地域の皆様から意見・要望を伺ったところです。説明会后に実施したアンケート調査では、小規模校の課題解決に向けた対策が必要であると回答した保護者の割合が95%であったことから課題解決の必要性につきまして一定のご理解はいただけたものと理解しております。また説明会においては、保護者への丁寧な対応を求める意見もありましたことから、保護者を対象とした意見交換会を令和5年9月から10月までで4回行います。既に2回実施しております。いただいたご意見につきましては、小規模校の課題解決策を諮問する学区審議会においてご審議いただく予定でございます。説明会では低学年の保護者の出席率が高く、低学年ならではの小人数学級のメリットを強く感じているご意見を多くいただきました。

4ページをご覧ください。まず、児童への聞き取りの結果でございます。①が東台小学校のいいところ。②が東台小学校の学校生活で困っているところをまとめたものでございます。②の困っている点としましては、「友達が少ない。」、「苦手な人とずっと一緒のクラスになる。」、「中学校で慣れるのに時間がかかる。」、「友達が作りづらくなる。」などが挙げられております。

次に教職員への主な聞き取りでございます。少人数学級のデメリットとして、「児童同士の関係性が固定化し、多様な人間関係を経験する、揉まれるようなことができない。」、「クラス替えによる人間関係のリセットができずトラブルへの対応が難しい。」、「新しいことや変更への対応が苦手、中学校進学時に大人数への対応が困難になる。」、「校内で習熟度別学習を実施できない。」、「児童の多面性を理解するために必要な複数の教職員による指導ができない。」、などが挙げられております。

5 ページをご覧ください。こちらは説明会後に実施した保護者地域のアンケート結果でございます。小規模校の課題解決に向けた対策が必要であると回答した保護者の割合が95%であったことから、課題解決の必要性について一定のご理解をいただけたという風に認識しております。

下の表とグラフにつきましては、小規模校の解決策について伺ったものです。通学区域の変更・学区再編、東原小との統合と回答された方がともに3割を超え高いものとなっております。小規模特認校制度につきましては、それぞれの解答の半分程度の割合で、小中一貫校につきましてはさらに低い割合となっております。

6 ページをご覧ください。こちらは保護者や地域の方の主な意見でございます。

①につきましては、東原小学校との統合を支持する意見といたしまして、「東台小学校は東原小学校の児童数増加を解決するためにできた学校なので、児童数が減っている今は、統合するのが一番である。」といった意見や、「小学校卒業後は同じ中学校に通学するので統合したほうが友達関係もスムーズにいくのではないか。」という意見でございました。

②は学区再編、学区を拡大するという支持をいただいた意見でございます。「少人数だからこそ目が行き届いていると思うが、1クラスが20人を下回り、男女の人数差が出てしまうのは心配である。学区を広げて人数を増やしてほしい。」、「今後東原小学校と統合するとさらに自動数が増え指導が行き届きにくくなるのが想像できる。東台小学校の施設は素晴らしい環境なので学区再編をしていくのが良い。」という意見をいただいております。

③につきましては、小規模特認校でございます。「入学前までは東原小学校と統合してくれればと思っていました。入学後に通学先が変わることを子どもは望んでいない。小規模特認校制度を導入しても人数が増えず、高学年になってから統合ということは避けてほしい。」というように意見をいただきました。

④につきましては、小中一貫校でございます。「今後の児童数の推計

を見ると不安を感じる。小規模特認校制度の導入と共に、小中一貫校を実現してほしい。」という意見をいただいております。

7ページをご覧ください。小規模校の課題解決策について、これまでいただいた意見・要望を踏まえつつ検討を行っております。令和7年度には全学年で35人学級が実施されます。クラス替えが行える児童数として1学年あたり36人以上の児童がいることがクラス替えの条件となります。小規模校の課題解決策として、①東原小学校との統合、②東台小学校の学区再編、③小規模特認校制度、④小中一貫校の4つの案を考えておりますが、教育委員会では各案のうち②東台小学校の学区再編の案につきましては、36人以上の児童数を確保するために想定される学区が広範囲に及ぶことや、学区再編により通学距離が現在よりも長くなる児童がほとんどであることから、非常に困難な課題であることを認識しております。

次に、③の特認校制度でございますが、すでに特認校制度を導入している県内の自治体を参考にしますと、数名程度の児童数増加となっていることから、本市の課題解決にいたる児童数を確保するのは難しいと現段階では認識をしております。

また、④の小中一貫校でございますが、小・中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育ですが、学校全体の児童生徒数は増加しますが、1学年当たりの児童数の増加は見込まれず、小規模校の課題解決を図れないことや、人間関係の硬直化が解消されず、また、その状況がさらに長期化することが懸念されます。

こうしたことから、東台小学校の小規模校としての課題解決策といたしましては、①東原小学校との統合という選択肢にしばられるのではないかと考えております。また、小規模校の課題解決策の実施時期として、今後入学を控える児童への影響を最小限に抑えるには、令和6年度に十分な準備を行い、令和7年4月実施とする必要があると考えております。

8ページをご覧ください。上の表は、東原小学校との統合後の学級数及び利用可能教室数を表したものでございます。統合前の令和7年度の東原小学校の通常学級の学級数は21学級、特別支援学級の学級数は2

学級、合計で23学級となっております。統合後は通常学級が22学級、特別支援学級が2学級、合計で24学級となり通常学級が1学級増加する見込みとなっております。全部の学年が合わさっても1学級の増ということになります。なお、転出入の増減により1クラス程度の増減は想定されますが、現在東原小学校は28教室整備が可能であります。空調設備等もついているというところがございます。統合後のクラス数の教室は確保できるともなっております。

下の図は東台小学校と東原小学校の通学区の区域図でございます。東台小学校を中心とした緑色の区域が東台小学校の通学区域、東原小学校を中心としたピンクの部分が東原小学校の通学区域でございます。東原小学校と統合した場合、通学距離が長くなる児童もいますが、それでも東原小学校から直線距離で半径1キロ圏内に収まるという区域となっております。

9ページをご覧ください。令和7年4月1日の東原小学校との統合を想定した場合のスケジュール案について説明いたします。現在東台小学校の保護者との意見交換会を実施していますので、意見交換会終了後に解決策の方針案を固めていきたいと考えております。その後教育委員会議におきまして、学区審議会委員の委嘱や諮問案を決定後、2月から学区審議会におきまして審議を開始し、答申をいただき、教育委員会及び市で最終的な方針を決定することとなります。市議会におきましては、6月の議会での学校設置条例改正案や、統合関係経費の補正予算案を上程することも想定され、非常にタイトなスケジュールになりますが、今後入学を控える児童への影響を最小限に抑えるため、的確な対応を行ってまいりたいと考えております。なお統合となった場合には、教育環境の変化が児童や保護者にマイナスな影響を及ぼさないよう、令和6年度を中心に両校の授業や学校行事におきまして、直接、あるいはオンラインの交流事業を積極的に実施し、両校の児童が安心して令和7年4月を迎えられるよう、市教育委員会を挙げて取り組んで参りたいと考えております。

説明は以上となります。

それでは私の方から補足の説明をいたします。

教育長

1枚目に戻っていただいて、東台小学校・東原小学校児童生徒数の推移及び将来推計をご覧ください。平成19年をピークに児童数が減少しており、ここで何故東台小学校を作ったのかという疑問が生まれるかと思えます。実は、私は平成18年度に学校教育課長を務めておりまして、当時の学区編制を進めてきた当事者です。その当時は、いずれ東台地区も区画整理などの土地利用が行われるだろうと考えられていましたので、急激な児童数の減少は無く、今後も児童数は、増えていくだろうという想定の下で進めてまいりました。現実には急激な減少となってしまったわけですが、当時は想定されていませんでした。

8ページをご覧ください。令和7年に統合した場合、統合による学級数の増加は1学級分となります。なお、1学年105人を越える場合は、4学級となります。令和7年は小学校3年生が106人となり、1学級増え4学級となる見込みです。ところが、転出等により1人でも減れば3学級になります。その場合、クラス数の増加はないこととなります。105人を境目として、1番少ない場合は増減なし、多い場合でも2年生、3年生、5年生でそれぞれ1学級の増、計3学級の増となり、3学級以上の増にはなりません。

また、1番の問題点は子どもたちの不登校率です。学級編制ができないということの弊害を1日でも早く解消するため、令和7年4月1日に向けてこのようなスケジュール案を組ませていただいております。今後の保護者の皆さんとの話し合い等の結果については報告をさせていただきますと思います。

まずは、ご質問、ご意見がありましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員

統合を選択せざるを得ないのかなと思います。ただ、統合する前の準備段階として交流授業を行える期間が1年間しかないと思います。かなり短いとは思いますが計画的にやるしかないと思いますので、その辺りについて前向きに進めていく必要があると思います。

教育長

現実には東台小学校の子ども達に少人数であることの課題が不登校という形で出ていますので、それを解消するためにも東台小学校と東原小学校の交流を積極的に進めてもらう予定です。そのために、各学校で令和

	<p>6年度の学校行事、年間指導計画を作っている最中ですので、遠足、修学旅行、林間学校、運動会、音楽会を令和6年度に合同でやり、授業交流も行っていくという内容を計画に盛り込んでいくよう両校の校長と教頭に対し、お願いをする予定でございます。</p>
委員	<p>交流という点に関してですが、中学校の地域協働学校が中学校区であるわけです。大井小や東原小、東台小学校の運営協議会の方たちが集まって会議をしていると思いますが、そういった場でも交流事業というのが図れると思います。中学校区であれば、東原小と東台小だけではなく大井小も入ってきますので、大人数のなかで東台小学校の子ども達に関わることができれば、発展的に繋がるのではと考えられます。このスケジュールの中に運営協議会の内容は盛り込まれていないようですので、そういったことも考えていただければと思います。</p>
教育長	<p>学校運営協議会については大井小を含めて、委員の皆様には是非交流を図ってほしいと思います。</p> <p>交流授業につきましては、大井小と東台小で距離がありますので、交流方法を検討してまいりたいと思います。</p>
教育部長	<p>今は、オンラインでの会議等も可能となっておりますので、実施可能な手法は是非、検討させていただいて、なるべく交流ができて、スムーズに中学にいけるような体制にしていきたいと考えております。</p>
教育長	<p>積極的に交流を進め、令和7年度にスムーズにクラスの中に入っていけるようにしたいと思っております。</p>
委員	<p>東台小学校の傍に弁天の森があると思うのですが、東台小の子ども達の通学路はどうなっているのでしょうか。</p>
教育長	<p>現在、エステ・スクエアふじみ野の子ども達等は、弁天の森を通過して東台小学校に通っていますので、その道を通って坂を下りてくるという形になるかと思えます。</p>
委員	<p>安全面では全く問題がないということでしょうか。</p>
教育長	<p>問題ありません。</p>
委員	<p>保護者・地域アンケートの結果で95%の方々がなんらかの小規模校の対策が必要だと認識されているということで、それは共通認識だと思います。その中で、対策の内容については、私も東原小学校との統合と</p>

<p>教育長</p>	<p>いう案が現実的だと思いますが、アンケートでは少数の差ですけれども「学区の再編」を望む声が第1位となっております。それに対して、どうして再編ではなく、東原小との統合なのかというところだと思います。</p> <p>学区再編につきましては、東原小学校の学区を変えていくとなると、相当な時間がかかることが予想されます。そうしますと、いつまでも東台小学校の課題は放置されたままということになってしまいます。</p>
<p>教育部長</p>	<p>この通学区域図を見ていただきますとわかるように、東台小学校の通学区域は東原小学校の通学区域の南側に偏ってしまっています。この通学区域を全学年2学級となるような規模まで東台小学校の通学区域を広げるとすると東原小学校の周囲まで東台小学校区に変更しないと人数が確保できませんので難しい状況です。</p>
<p>委員</p>	<p>東台小学校を今後どのように活用していくかという内容については議論の中に取り上げていくのでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>今の段階では、東台小学校の今後の活用は未定となっております。</p>
<p>委員</p>	<p>個人的には、東台小学校の新たな活用方法なども、合わせて説明すれば地域の方には理解が得られるような気がしないでもないのかなと感想として思いました。</p>
<p>委員</p>	<p>私も過去に学校統合時に現場にいた経験がありますが、地域の方々は、その後の活用も気になるところかと思います。当時は、地域の方から跡地活用についてよく聞かれましたので、その後のことも含めて、ある程度は方向性を出さないと判断が難しいのではないのでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>今の場所は調整区域なので次の活用には色々制約があると聞いております。今後、市長部局の方でご検討いただく事になると思われます。</p> <p>ほか、ご質問いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>また今後の教育委員会会議におきましても、その都度ご報告をさせていただきます。本日の協議はこの程度に留めたいと思います。頂いたご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>それでは関係者以外の全員の退席を解きます。</p>

教育長	<p>○非公開の解除</p> <p>ここで非公開を解除いたします。</p>
教育長	<p>○各課からの報告</p> <p>次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。</p> <p>(各課長：報告)</p>
学校教育課長	<p>先程の第27号議案に関する、吉野委員からご質問いただいた内容についてお答えさせていただきます。</p> <p>新採用後6年目の経験者については、小学校8名、中学校8名、このうち産休、育休等による休職関係者は、小学校7名、中学校3名でございます。同一校在職7年以上のものにつきましては、小学校20名、中学校15名という現状でございます。</p>
教育長	<p>○次回の日程等</p> <p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>次回は、令和5年10月24日(火)午後6時30分から、会場は第2庁舎3階B301会議室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。</p>
教育長	<p>○閉会の宣告</p> <p>以上で、令和5年第9回定例教育委員会会議を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
(午後7時55分)	